官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二五）　一
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（同二六）　一
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同二七）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二八）　二
○農薬を登録した件
（農林水産七五三、七五四）　三
○農薬の登録が失効した件（同七五五）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通六七〇）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁八）　四
○都市計画に関する件
（中国地方整備局六九）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委八一）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委一一四）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岡山県公安委六四）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（宮崎県公安委四九）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　静岡県　愛知県
山口県　横浜市　堺市
〔褒　賞〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九二）　五
〔公　告〕
官庁
建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録関係　五
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　五
会社その他
諸事項　六

その他告示

○国家公安委員会告示第二十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもって移動用小型車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	移動用小型車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　U26―1	ＵＮＩ―ＯＮＥ U26	本田技研工業株式会社 東京都港区虎ノ門２―２―３　虎ノ門アルセアタワー

○国家公安委員会告示第二十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K26―1	ハンドル形電動車椅子 ＢＴ45	株式会社　アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K26―2	ハンドル形電動車椅子 ＳＨ11	株式会社　アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K26―3	Ｌｉｅｔｏ　Ｌｕｃｅ ＬＩＥＴ002	株式会社　三井 東京都港区港南２―16―４　品川グランドセントラルタワー８Ｆ
交　K26―4	ＲＯＢＯＯＴＥＲ　Ｅ60 ＢＲＲ―Ｅ60―02	株式会社エフェクトメイジ 愛知県名古屋市南区豊２―35―19
交　K26―5	ＲＯＢＯＯＴＥＲ　Ｅ60Ｐｒｏ ＢＲＲ―Ｅ60―04	株式会社エフェクトメイジ 愛知県名古屋市南区豊２―35―19

○国家公安委員会告示第二十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26―37	ブリヂストンアシスタ B80	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―38	ブリヂストンアシスタ B82	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―39	ＦＥＷＯ７Ｃ６ＢＨＲ ＦＥＷＯ７Ｃ６ＢＨＲ	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交　N26―40	ＦＥＨＷ20ＢＨＲ ＦＥＨＷ20ＢＨＲ	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交　N26―41	ＣＹＫＥ　ＫＩＮＧＦＩＳＨＥＲ ＢＰＡＡ１	Forcome (Zhejiang) Co., Ltd 518 North Lvhu Street, Jindong Development Zone, jinhua, Zhejiang
交　N26―42	ＷＯ　ＧＬＩＳＳＥ ＷＯ―002	株式会社ダイナー 東京都港区西麻布４丁目２―10　１Ｆ
交　N26―43	Ｌｉｍｅバイク Ｌｉｍｅ　Ｅ5.0	Ｌｉｍｅ株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目３番１号　城山トラストタワー９階
交　N26―44	ＦＷ072 ＦＷ072	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―45	ＫＯＨＡＫＵ電動アシストクロスバイク ＫＳ―001	株式会社コハクジャパン 東京都葛飾区水元３―22―23
交　N26―46	ブリヂストンアシスタ B85	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―47	ブリヂストンアシスタ B79	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―48	ＢＲＵＮＯ　ｅ―ｈｏｐ＊ ｅ―ｈｏｐ　002	ダイアテック株式会社 京都府京都市北区上賀茂朝露ヶ原町10―19

○国家公安委員会告示第二十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十九条の七第三項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和八年五月十三日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A26―36	ブリヂストンアシスタ B80	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26―37	ブリヂストンアシスタ B82	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26―38	ＦＥＷＯ７Ｃ６ＢＨＲ ＦＥＷＯ７Ｃ６ＢＨＲ	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交　A26―39	ＦＥＨＷ20ＢＨＲ ＦＥＨＷ20ＢＨＲ	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交　A26―40	ＣＹＫＥ　ＫＩＮＧＦＩＳＨＥＲ ＢＰＡＡ１	Forcome (Zhejiang) Co., Ltd 518 North Lvhu Street, Jindong Development Zone, jinhua, Zhejiang
交　A26―41	ＷＯ　ＧＬＩＳＳＥ ＷＯ―002	株式会社ダイナー 東京都港区西麻布４丁目２―10　１Ｆ
交　A26―42	Ｌｉｍｅバイク Ｌｉｍｅ　Ｅ5.0	Ｌｉｍｅ株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目３番１号　城山トラストタワー９階
交　A26―43	ＦＷ072 ＦＷ072	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A26―44	ＫＯＨＡＫＵ電動アシストクロスバイク ＫＳ―001	株式会社コハクジャパン 東京都葛飾区水元３―22―23
交　A26―45	ブリヂストンアシスタ B85	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26―46	ブリヂストンアシスタ B79	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１

○農林水産省告示第七百五十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年四月二十二日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25041	ピリフルキナゾン水和剤	ベニカＫ顆粒水和剤	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号 ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本義之
25042	アバメクチン乳剤	ダニバーン	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
25043	キノフメリン・マンゼブ水和剤	アイーナＰＺ水和剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

○農林水産省告示第七百五十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第九項の規定により、令和八年五月十二日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25044	展着剤	ダインＳ	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号　ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本義之
25045	フルキサピロキサド水和剤	ランドケアＦＳ	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25046	ダイアジノン・キュウルア油剤	キュウルアＤ	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

○農林水産省告示第七百五十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年３月３日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
5129	ＮＡＣ水和剤	日産ミクロデナポン水和剤８５	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
18131	エトフェンプロックス乳剤	サニーフィールド乳剤	〃
23247	イミノクタジンアルベシル酸塩・チウラム水和剤	協友ベルクガード水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
23268	エトフェンプロックス・ＭＥＰ粉剤	協友スミチオントレボン粉剤ＤＬ	〃
23272	エトフェンプロックス・ＭＥＰ乳剤	協友スミチオントレボン乳剤	〃

令和８年３月17日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14342	ＭＥＰ油剤	ヤシマバークサイドＦ	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
14344	ＭＥＰ油剤	ヤシマバークサイドオイル	〃
15839	チウラム塗布剤	ヤシマレント	〃
23032	イマゾスルフロン水和剤	ロンセイバー	〃
23389	アセフェート水和剤	打ち込み上手	〃
12880	ＮＡＣ粒剤	サンケイデナポン５％ベイト	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
13881	有機銅水和剤	サンキノリン	〃
16180	有機銅水和剤	サンケイ有機銅水和剤８０	〃
16985	エトフェンプロックス粒剤	サンケイトレボン粒剤	〃
21020	脂肪酸グリセリド・有機銅水和剤	ビオネクト	〃
23679	ストレプトマイシン・有機銅水和剤	ドーマイシン水和剤	〃
22689	ＮＡＣ水和剤	ホクサンデナポン水和剤５０	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

令和８年３月18日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
5131	ＮＡＣ水和剤	日農ミクロデナポン水和剤８５	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
12885	ＮＡＣ粒剤	日農デナポン５％ベイト	〃
12128	ＮＡＣ粒剤	三明デナポン粒剤５	東京都品川区西五反田一丁目21番７号　三明ケミカル株式会社　代表取締役　木村壽
12881	ＮＡＣ粒剤	三明デナポン５％ベイト	〃

令和８年３月19日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18184	ＮＡＣ粒剤	ローヌ・プーランデナポン５％ベイト	東京都千代田区麹町三丁目５番２号ビュレックス麹町　ＴＫＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社　代表取締役　島津文榮
18186	ＮＡＣ水和剤	ローヌ・プーランミクロデナポン水和剤８５	〃
18191	ＮＡＣ水和剤	ローヌ・プーランデナポン水和剤５０	〃

令和８年３月23日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14595	銅・有機銅水和剤	キンセット水和剤	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　山本修

令和８年３月26日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14656	ベンジルアミノプリン塗布剤	塗布用ビーエー	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○国土交通省告示第六百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日　　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Accelleron Switzerland Ltd. Baden factory	Bruggerstrasse 71A, CH―5401 Baden, Swiss Confederation	排気タービン過給機	令和８年５月25日から令和13年５月24日まで

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和八年六月四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　登録年月日　令和八年五月二十六日
二　登録番号　第八十二号
三　名称　特定非営利活動法人国際交流計画機構
四　住所　東京都文京区白山一丁目三十三番十九―一〇〇一号
五　代表者の氏名　石岡　桜子
六　研修業務を行う事務所の所在地　千葉県浦安市海楽二丁目十八番六号
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社　旅企画
八　研修業務の開始日　令和八年六月一日

○中国地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

中国地方整備局長　山本　大志

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年中国地方整備局告示第八十五号倉吉都市計画道路事業三・四・九号上井羽合線及び三・五・一号上井東西線
三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十四日　至令和九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　令和六年中国地方整備局告示第五十七号の事業地のうち鳥取県倉吉市上井字大江後地内において事業地を変更する　使用の部分　なし

○岐阜県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○愛知県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○三重県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○京都府公安委員会告示第八十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第百十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

兵庫県公安委員会委員長　髙見澤惠美子

一　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○岡山県公安委員会告示第六十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月七日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月七日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

宮崎県公安委員会委員長　松山　昭

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月七日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月七日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月七日まで

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

六月二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

議案送付

六月二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

議案通知

六月二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

答弁書受領

六月二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員野間健提出社会保険労務士に対する不適切対応事案に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「令和八年度森林及び林業施策」についての文書

議事日程

六月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

令和八年六月三日（水曜日）

午後一時開議

第一　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

六月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

令和八年六月三日（水曜日）

午後三時四十分開議

第一　国務大臣の演説に関する件

第二　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

六月二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

通知書受領

六月二日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

答弁書受領

六月二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問に対する答弁書（第五〇号）

報告書提出

六月二日委員長から次の報告書を提出した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）審査報告書

報告書及び文書受領

六月二日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

内閣府副大臣　岩田　和親

外務副大臣　堀井　巌

経済産業副大臣　井野　俊郎

デジタル監　三角　育生

総務審議官　今川　拓郎

二千二十六年経済協力開発機構閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は令和八年六月十八日までとする（各通）

財務官　三村　淳

（欧州復興開発銀行理事）財務事務官　大石　一郎

欧州復興開発銀行総務会第三十五回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和八年六月二十一日までとする（各通）

（以上六月二日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　平出　喜一
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する（五月二十八日）
仙台簡易裁判所判事　渡邉　英敬
仙台簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
者に指名する（五月三十日）
判事兼簡易裁判所判事　寺澤真由美
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡
易裁判所判事　小川紀代子
広島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　西嶋　一恵
岡山簡易裁判所判事に補する（以上六月一日）

○定年退官
簡易裁判所判事佐藤真人は五月二十九日限り定
年退官

静岡県

○議長選挙
竹内良訓議長は、五月十九日辞職し、同日次の
者が選挙された。
議長　和田　篤夫
○副議長選挙
中田次城副議長は、五月十九日辞職し、同日次
の者が選挙された。
副議長　佐地　茂人

愛知県

○監査委員選任
寺西睦委員及び石塚吾歩路委員は、五月二十一
日辞職し、同月二十二日次の者が選任された。
監査委員　山本　浩史
同　中根　義高
○議長選挙
川嶋太郎議長は、五月二十二日辞職し、同日次
の者が選挙された。
議長　島倉　誠
○副議長選挙
南部文宏副議長は、五月二十二日辞職し、同日
次の者が選挙された。
副議長　成田　修

山口県

辞職　新
同（総務部長）　旧　大川　真一
同（総合企画部長）　池田　博之
同（産業労働部長）　永田　明生
同（農林水産部長）　岡本　章生
同（土木建築部長）　仙石　克洋
同（労働委員会事務局長）　山﨑　晶子
同（監査委員事務局長）　田中　純
同（人事委員会事務局長）　岩本　康彦
（以上三月三十一日）
総務部長　大熊　智美
総合企画部長　藤井　将志
産業労働部長　東　泰宏
農林水産部長　内藤　雅浩
土木建築部長　田宮佳代子
労働委員会事務局長　渡壁　敏
監査委員事務局長　浅川　正司
人事委員会事務局長　水野　久敬
（以上四月一日）

○収用委員会委員任命
田中悟委員は、三月三十一日任期満了し、四月
一日次の者が任命された。
収用委員会委員　小林　友則
○収用委員会委員再任
守田正史委員、渡部学也委員及び伊藤洋一委員
は、四月一日再任された。

横浜市

○監査委員選任
瀬之間康浩委員及び麓理恵委員は、五月十四日
辞職し、同月十五日次の者が選任された。
監査委員　鈴木　太郎
同　藤崎浩太郎
○議長選挙
渋谷健議長は、五月十五日辞職し、同日次の者
が選挙された。
議長　渡邊　忠則

堺市

○議長選挙
西田浩延議長は、五月十三日辞職し、同月十五
日次の者が選挙された。
議長　長谷川俊英
○副議長選挙
西川良平副議長は、五月十五日辞職し、同日次
の者が選挙された。
副議長　森田　晃一

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

大橋　順雄　村上　美保　三角　尚治
竹下　篤　若宮　正英　伊藤　正信
小倉　英世　桝井　翔太　廣岡八千代
野房　良夫　井上　義雄　遠藤　徳
桑野　幸徳　大森　哲也　間宮　秀直
早川　元章　山崎　正明　塚越　由一
秋元　良介　津川　孝子　松原　清
井上　真一　藤本　敦朗　古川　力夫
谷本　明

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

松澤　正午　村上　隆

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

村上　美晴　木村　唯人　中嶋　洋
高橋　秀夫　川妻　幸子　野平　匡邦
高木　巧治　土子　正良　坂口　美鈴
赤澤　光章　山下　嘉治　高橋　直樹
高橋　佳子　松村　健児　高岡　成禎
宇根　尚秀　尾田　肇睦　奥山　竜也
坂口　康一　川口　宏　笹川　治久
西　英行　納富　廣幸　腰高　修

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける
杉村　克治　大澤　澄子　永山　要

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

仲村　直　菅田　洋司　前川　貴行
大隅　義一　橋本　太乙　毒島　秀行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

鈴木　孝行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個並びに同第五条により木杯一組台付四個を授ける

和田　佳子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社近代建築社
株式会社アントール
株式会社ＢＲＡＶＥ
株式会社ＭＡＹＡ　ＳＴＡＦＦＩＮＧ
有楽製菓株式会社
株式会社コスモビューティー
原田工業株式会社
株式会社中央物産
田中産業株式会社
株式会社博進紙器製作所
株式会社ガイア
株式会社エヌエフホールディングス
株式会社大三洋行
株式会社名北
株式会社あきんどスシロー
株式会社阪神マテリアル
株式会社アーラリンク
三國製薬工業株式会社
株式会社木下グループ
パーソルテンプスタッフ株式会社
株式会社マイプレイス
あかつき証券株式会社
株式会社新日本科学
株式会社Ｊｏｓｈｉｎ
株式会社フジオフードグループ本社
株式会社パソナグループ

戸田汽船株式会社
楽天銀行株式会社
楽天カード株式会社
トヨタモビリティ新大阪株式会社
株式会社オビワン
株式会社キミカ
株式会社ビジョン
株式会社上田新工業
エイベックス株式会社
株式会社三浦造船所
内藤株式会社
生活協同組合コープさっぽろ
株式会社スノーピーク
全国労働者共済生活協同組合連合会
株式会社大川電気
有限会社グランデュール
株式会社東銀リアルエステート
株式会社ＭＡＶＥＬ
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
株式会社オープンハウス・リアルエステート
株式会社ホーク・ワン
株式会社オープンハウス・アーキテクト
株式会社おうちリンク
株式会社サードウェーブ
株式会社エイブル
エネルギーパワー株式会社
株式会社斉藤組

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

株式会社名古屋銀行

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故吉野恵美子遺族　吉野　千絵

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年五月二十三日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故中村雅彦遺族　中村　睦子
故寺沢久光遺族　寺沢　節子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、六月一日午後一時三分御出門、御視察のため、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所（北区）、荒川知水資料館（同区）及び岩淵水門（同区）へ行幸、同五時還幸になった。

官庁報告

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月４日

中国地方整備局長　山本　大志

１　処分をした年月日　令和８年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大三商行　石川　和重　岡山県岡山市北区下中野708―111　国土交通大臣許可（般―７）第28087号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年５月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年六月四日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六四一一	八、四、二四	林田　直己
六四一二	八、四、二四	倉本　紋子
六四一三	八、四、二四	高畠　圭子
六四一四	八、四、二四	太田　昌明

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年五月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一一一頁（号外第三十五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　八十六頁（号外第一一〇号）

令和八年六月四日
東京都渋谷区渋谷一丁目四番一三号
（甲）株式会社董花
代表取締役　高橋　篤子

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ
（乙）斎原ビル株式会社
代表取締役　福井　秀樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月四日
茨城県守谷市中央二丁目五三番地ブランチ守谷Ａ〇一〇
合同会社オヘア
代表社員　関　翔太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月四日
茨城県つくば市学園の森三丁目三三番地四
合同会社ＭＪファミリア
代表社員　鈴木　潤

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十日であり、組織変更後の商号はＰＡＣＥＯＮＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月四日
千葉県佐倉市江原台二丁目二五番地三
合同会社ＭＹＬＯ
代表社員　久保田裕是

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月四日
東京都豊島区南長崎六丁目二二番三号
合同会社オッドロウ
代表社員　澁谷　優希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月四日
神奈川県座間市ひばりが丘五丁目三六番七号
ＥＬＸＳ合同会社
代表社員　菅原　薫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月四日
大阪府吹田市千里山竹園一丁目一二番三〇号
アトラクト合同会社
代表社員　足立　將

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月四日
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山国有林一九四林班
株式会社新横向高原リゾート
代表取締役　二瓶　盛一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月十五日を払込期日とする募集株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.gmo-office.com/
令和八年六月四日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
ＧＭＯオフィスサポート株式会社
代表取締役　松永　知也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年六月四日
埼玉県桶川市下日出谷九五八番一三号
株式会社エス・ケー製作所
代表取締役　宍戸　昭彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日
東京都渋谷区神宮前六丁目五番六号
福島産業株式会社
代表取締役　田村富美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日
東京都渋谷区神宮前六丁目五番六号
三豊企業株式会社
代表取締役　田村富美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日
東京都新宿区西新宿八丁目三番一号
新三興株式会社
代表取締役　片山　肇

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月二十六日であります。

令和八年六月四日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

花月園観光株式会社

代表取締役　松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日

横浜市鶴見区小野町三七番地の一

小野宮梱包運輸株式会社

代表取締役　小島　正道

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日

長野県松本市渚一丁目七番一号

株式会社松本精練所

代表取締役　加藤　優子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日

長野県松本市渚一丁目七番一号

マルシメ宝製絲有限会社

代表取締役　加藤　優子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日

岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷五二五番地の一の二

フジカ化成株式会社

代表取締役　加藤　忍

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月四日

愛知県豊田市寿町五丁目一〇番地

テイケイ気化器株式会社

代表取締役　小澤　謙二

訂正公告

令和八年五月八日掲載の東京地方裁判所に係る令和七年（チ）第三〇三二号所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告（申立人　株式会社ワールド開発）の公告中、届出期間満了日に「令和８年６月５日」とあるのは「令和８年７月５日」の誤りにつき訂正します。

正　誤

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）

農林水産省告示第千七百六十二号（ベトナムから発送されるりゆうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）

農林水産省告示第千七百六十三号（モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）

農林水産省告示第千七百六十四号（ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）

農林水産省告示第千七百六十五号（メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）

農林水産省告示第千七百六十六号（アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。